

平成30年10月1日改定

定 款

アズビル株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、アズビル株式会社と称し、英文では、Azbil Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の機器、装置及びシステム機器の開発、設計、製造、販売、賃貸、工事の
施工、修理、保守、輸出入並びに試験及び検査の請負
 - (1) 制御、計測機器及び装置並びにシステム機器
 - (2) 電気、通信、精密機器及び装置並びにシステム機器
 - (3) 空気調和制御機器、装置及びシステム機器
 - (4) 防災、防犯機器、装置及びシステム機器
 - (5) 光学用機器及び装置並びにシステム機器
 - (6) 医療用電子及び電気機器並びに医療用機械器具
 - (7) 環境に関する水、油、空気等の浄化处理機器及び装置並びにシステム機器
 - (8) 高齢者及び身体障害者介護用機器、装置並びにシステム機器
 - (9) ガスメータ及びガス供給に関連する機器
 - (10) 水道メータ、温水メータ及び水供給、温水供給に関連する機器
2. 前項に関するプラスチック部品、ダイカスト部品及び金型の製造並びに販売
3. 金属材料の売買及び鋳造品の製造、加工並びに販売
4. 建物及び施設の建設、警備、総合管理並びに施設の運営及び運営に関するコ
ンサルティング、情報提供サービス
5. 建築物の設計、監理
6. 環境対策、管理に関するコンサルティング
7. 電気、熱等の供給事業
8. コンピュータソフトウェアの開発、販売及び情報提供サービス
9. 介護保険法による居宅サービス及び指定居宅介護支援事業
10. 医療及び介護に関する人材育成のための教育並びに研修
11. 生命保険募集に関する業務及び損害保険代理業
12. 労働者派遣事業
13. 前各項に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、559,420,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会の招集者及び議長は、取締役社長がこれに当たる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第 19 条 当社の取締役は、3名以上11名以内とする。

(選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任者の任期の満了する時とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、このほかに役付取締役を定めることができる。

(執行役員)

第 23 条 当社は、取締役会の決議により役付執行役員及び執行役員を置くことができる。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

- 第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定員)

- 第 29 条 当社の監査役は、3 名以上 5 名以内とする。

(選任)

- 第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。

(任期)

- 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

- 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

- 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集通知)

- 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役にこれを発する。
- ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

- 第 36 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 38 条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

1949年(昭和24年)	8月22日	制	定
1951年(" 26年)	10月29日	改	定
1952年(" 27年)	12月23日		"
1953年(" 28年)	1月26日		"
1956年(" 31年)	5月30日		"
1957年(" 32年)	2月11日		"
1957年(" 32年)	3月30日		"
1957年(" 32年)	10月22日		"
1958年(" 33年)	5月30日		"
1960年(" 35年)	11月29日		"
1961年(" 36年)	5月31日		"
1963年(" 38年)	11月29日		"
1964年(" 39年)	5月30日		"
1964年(" 39年)	11月30日		"
1965年(" 40年)	5月29日		"
1965年(" 40年)	11月30日		"
1966年(" 41年)	11月30日		"
1967年(" 42年)	11月30日		"
1968年(" 43年)	11月30日		"
1970年(" 45年)	11月30日		"
1975年(" 50年)	5月30日		"
1976年(" 51年)	12月23日		"
1979年(" 54年)	1月16日		"
1982年(" 57年)	10月 1日		"
1982年(" 57年)	12月23日		"
1991年(平成 3年)	12月19日		"
1994年(" 6年)	12月20日		"
1997年(" 9年)	6月27日		"
1998年(" 10年)	6月26日		"
1998年(" 10年)	7月 1日		"
2000年(" 12年)	6月29日		"
2001年(" 13年)	6月28日		"
2002年(" 14年)	6月27日		"
2003年(" 15年)	6月27日		"
2004年(" 16年)	6月29日		"
2005年(" 17年)	6月29日		"
2005年(" 17年)	11月 1日		"
2006年(" 18年)	6月29日		"
2008年(" 20年)	6月27日		"
2009年(" 21年)	6月25日		"
2010年(" 22年)	1月 6日		" (附則削除)
2011年(" 23年)	6月28日		"
2012年(" 24年)	4月 1日		" (附則削除)
2015年(" 27年)	6月25日		"
2018年(" 30年)	6月26日		"
2018年(" 30年)	10月 1日		"